



平成 22 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ カ チ ホ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 久 保 田 知 幸
(JASDAQ・コード:8225)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 渡 辺 三 千 也
電 話 0 2 6 - 2 2 1 - 6 6 7 7

大阪証券取引所からの「改善報告書の徴求」について

本日、当社は株式会社大阪証券取引所（以下「大証」といいます。）より、下記事由について JASDAQ における有価証券上場規程第 36 条第 1 項第 1 号に基づき、「改善報告書」の提出を求められましたので、お知らせいたします。

当社は、大証からの当該報告書の徴求に対し、真摯に回答していく所存です。

記

当社は、平成 22 年 8 月 11 日に開示した「分配可能額を超えた前期末の配当金について」及び、平成 22 年 9 月 3 日に開示した「分配可能額を超えた前期末配当金に関する一連の経緯及び再発防止策について」で報告のとおり、平成 22 年 6 月 29 日開催の当社第 64 期定時株主総会において、1 株当たりの配当金として 4 円を決議し、結果として会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超え、前期末配当金の支払いをしたものであります。

これは、当社としては配当金決定にかかる社内及び社外のチェック体制ならびに、当社開示体制の不備に起因するものであると認識しており、大証より当社の開示体制について改善の必要性が高いと認められたことから、JASDAQ における有価証券上場規程第 36 条第 1 項第 1 号に基づき、当社の今般の不適切な前期末の配当金にかかる経緯及び改善状況を記載した「改善報告書」の提出が求められたものです。

なお、本件に関し JASDAQ における有価証券上場規程 42 条に基づく「公表措置」は実施されておりません。

以上